

水資源保全対策特別委員会会議録

平成24年12月21日

場 所 議会運営委員会室

平成24年12月21日(金曜日)

午後 1 時40分開会

会議に付した案件

協議事項

1. 外国資本等による森林の売買等に対する適切な対応を求める意見書(案)について
 2. その他
-

出席委員(11人)

委 員 長	岩 下 斌 彦
副 委 員 長	関 師 博 規
委 員	緒 嶋 雅 晃
委 員	蓬 原 正 三
委 員	丸 山 裕 次 郎
委 員	宮 原 義 久
委 員	松 村 悟 郎
委 員	右 松 隆 央
委 員	井 上 紀 代 子
委 員	徳 重 忠 夫
委 員	新 見 昌 安

欠席委員(1人)

委 員	中 村 幸 一
-----	---------

委員外議員(なし)

説明のために出席した者(なし)

事務局職員出席者

政策調査課主査	壺 岐 さおり
議事課主任主事	川 崎 一 臣

岩下委員長 ただいまから水資源保全対策特別委員会を開会いたします。

県南調査から帰ったばかりでお疲れのことと

は思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

本日の委員会の日程についてでありますがお手元に配付の日程(案)をごらんください。本日は意見書の案文に関する協議を行っていただく予定としております。本日は、このように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

岩下委員長 それでは、そのように決定いたします。

早速、委員協議に入ります。協議事項(1)外国資本等による森林の売買等に対する適切な対応を求める意見書(案)についてであります。

資料1をごらんください。まず、右側の解説のところをごらんください。当委員会では、外国資本等による水源(森林)売買に関すること等について、平成24年5月15日の第1回委員会以降、委員会調査、県南地区調査、県北地区調査、県外調査を実施してまいりました。12月6日の第6回委員会において、外国資本等の土地売買等に対する法整備などを求める意見書について検討することを了承いただきました。当委員会のこれまでの調査活動を踏まえ、意見書(案)を取りまとめました。

左側の意見書(案)をごらんください。本文を書記に読み上げさせたいと思います。よろしくお願いします。

壺岐書記 では、読み上げたいと思います。

近年、全国各地において、外国資本等による森林の買収が報告されており、また、過疎地の集落や国境離島、自衛隊基地の周辺などの土地についても買収の動きが報じられている。

特に森林(山林)の場合、水源涵養機能を有する重要な土地であるにもかかわらず、土地取引に特段の規制もなく、木材価格の低迷や林業

の衰退により財産価値が低下していることから潜在的な売り手が多く、買収のターゲットにされやすい、売買や相続による所有者の不明化が起りやすいという傾向がある。

このような中、森林法が一部改正され、平成24年4月から森林の土地の所有者となった旨の届け出制度がスタートし、森林の土地売買の把握が可能となったところである。しかし、これは土地取引後の届け出を義務づけたもので、国や地方自治体の情報把握が後手に回り、適時に適切な対応がとれないという懸念がある。

外国資本等による森林等の買収については、使用目的が不明なケースや、ダミー企業を使って実態を隠すような取引があることも指摘されており、グローバル経済が拡大する中、自由な経済活動は保障しつつも、水源涵養機能を有する森林など、国土保全の観点から重要な土地については、投機的な土地取引の規制や土地取引の透明性を図るとともに、事前に情報が把握できるような監視体制を強化する必要がある。

よって、国においては、森林など公益性の高い重要な土地に係る取引について安全・安心の確保を図るため、下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

岩下委員長 本文の内容についての根拠を右側の四角の中に記載しております。

次に、具体的な内容についてであります、これについても書記に項目を読み上げさせます。

壱岐書記 1、水資源の保全という観点から、水源涵養機能を有する森林など公益性の高い土地については、取引の制限や開発行為の規制など、適切な管理体制を構築するための法整備を早期に図ること。

2、現在の土地の状況を把握するため、地籍調査に対する財政措置を強化するとともに、そ

の推進を図ること。

3、所有権保存登記を義務化するなど、現在の土地所有の状況を正確に把握するための措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上です。

岩下委員長 ありがとうございます。

これらの内容についての考え方を右側の四角の中に記載しております。

また、意見書の表題についてでございますが、当委員会の調査項目の一つに、「外国資本等による水源（森林）売買に関すること」を掲げておりますので、これに沿った形になるよう配慮するとともに、全般的な法整備だけでなく、地籍調査への財政措置強化といった具体的な内容も組み込んでいることを踏まえ、他県の意見書の表題として多く見られる「外国資本等による土地売買等に関する法整備を求める意見書」という表現ではなく、「外国資本等による森林の売買等に対する適切な対応を求める意見書（案）」としたところであります。表題に「適切な対応を求める」という表現が使用されているのは、岐阜県の意見書でございます。

説明は以上です。意見書（案）について御意見はいかがでしょうか。

ただいま読み上げましたが、「土地売買等に関する法整備」というのを、宮崎県、私どもの中では、「森林の売買等に対する適切な対応」という表現に変えております。

緒嶋委員 大体の流れはいいと思うんですが、最終的に我々は3月議会に報告書を出さないかんわけですね。それと意見書の整合性をとっておかんと、同じ議会で内容が乖離ということもないだろうと思うけれども、それと違うふうに

なっちゃいかんと思うんです。たまたま報告書と意見書の提案時期が一緒になるということも頭に置いてやらんと、かえっておかしくなるんじゃないか。その辺の十分整合性をとりながら意見書に……。

岩下委員長 報告書と意見書の整合性ですね。

緒嶋委員 3月議会にまとめを報告するわけだから、そのこととこの意見書とがうまく整合するという形じゃないと、同じ委員会の提案として意見書を出していく、我々の委員会で発議するというのであれば。

蓬原委員 本会議の流れが、特別委員長報告があって、これでいいかという問い合わせがあって、異議なしとなる。その後、それを受けてこれが出るという流れになるということですね。

緒嶋委員 そういう感じ、できたらそんなにせんとね。

徳重委員 森林と土地ですが、山、木を森林と言うかなと思うんですけれども、土地という認識は 土地という文言を入れんでいいのかな。

緒嶋委員 森林といった場合、上だけの……。

徳重委員 上だけという……。

岩下委員長 記の1番のほうに、「森林など公益性の高い土地については」ということで挙げておりますけれども、この点でいかがでしょうか。

徳重委員 表題はこれでいいのかなという気がしたので、中身はいいんですよ。上だけとなったら……。

蓬原委員 山林ですね。

徳重委員 山林だったら土地ですね。

蓬原委員 山というときは土地が入っている。

岩下委員長 土地と木が入っているわけですね。

徳重委員 山林だったらな。森林となったら、森、木だけという印象が残るかなという気がしてならない。

蓬原委員 森林売買、山林売買、違いますね。

岩下委員長 ほかの県のほうでは、山林という表現は使っていないですか。

壱岐書記 いろいろあるんですけれども、林野庁が出している売買の情報なんかのところに森林買収という表現が出ていたりするので、でも、ほかの県も使っていたり使っていなかったりするんです。「山林」にしても意味的には全然変わらないと思いますので、おっしゃるとおりかなという感じはいたします。

緒嶋委員 それか、森林の後に括弧して山林。どっちがいいか、その辺は研究してもらって。

壱岐書記 はい。

緒嶋委員 括弧して山林を入れるか。

徳重委員 そのほうがいいかもしれない。

岩下委員長 森林（山林）という案が出ました。

蓬原委員 いいんじゃないですかね。

井上委員 1つだけ質問ですけれども、どうしても表題のところの最初に「外国資本等による」というのを入れないといけないんですか。見ているところで狭まるような感覚を物すごく持つんです。外国資本等に対してのあれなのかという感じ、印象を受けるけれども、実際は、山林の売買等に関する これは日本の資本であったとしても水資源に対しての影響が非常に大きい場合はやっぱり適切な対応というのを求めないといけないわけで、「外国資本等」の意味がちょっとよくわからない。どういうことを想定しているのかわからないけれども、これだけを強調することがいいのか。本文にきちんと「外国資本等による森林の」というのも書いてある

わけで、だから、何か余り狭めないほうが、規定的にここだけみたいなふうにしないほうが

印象的には、水資源についてはある意味、広い幅で許せないんだ、許さないと。乱獲も含めてですけれども、そのほうがいいのじゃないかなと思うけれども、非常に狭まった印象を受けるんですね。

岩下委員長 これについて何か御意見はございませんか。

井上委員 ここが必要なのか、ここが主なのか、この意見書の趣旨はここなのかという印象を受けなくもないんですけれども。

徳重委員 都会の人が買って、ここは水が出るよと。それを外国の人と取引、第三者的な取引をしていくというようなこともあり得ると思うんです。だから、日本人であろうと、山林の開発については基本的にはやはり許可をもらわなければできないんだと、そういう法律にしておけば、何に使うかと目的がはっきりしなければ売買できないというような形のほうがいいのかなと。

岩下委員長 委員長として言っているかわかりませんが、この委員会を設立するときに、極めて外国資本等が買いあさっている、そういったところからスタートして、いろいろ調査して、確かにもう手が入っているわけですね。国土を守るという点でも、例えば中国が日本のどこかの基地の隣を買ってやっている、筒抜けじゃないかというのも情報としてはいろいろあったわけですが、そこも検討していただくといいと思います。

井上委員 ただ、委員長、県外の調査に行ったときも、そんなにそこだけが強調して私たちの印象に残るような調査内容ではないんです、はっきり申し上げて。だから、山を守るという

ことについて言えば、外国資本が手を出したからこうじゃなくて、日本の国土だから守るという視点のほうが、基本的にはそっちのほうがいいような気がします。されるならされてもいいんですけれども。

岩下委員長 まだ皆さんの御意見も聞かせていただければと。

井上委員 狭めないほうがいいんじゃないかなという印象です。

岩下委員長 1行目のところですね。

井上委員 いやいや、表題です。

岩下委員長 表題のほうですか。

井上委員 中はいいいんですよ。外国資本でこういうのも見られるということについては現実だという言い方もあるわけで、それはいいんです。学者の方にもいろんな例があるように、そういうふうな言い方をすると、そうでもないんじゃないかみたいな話になってきたときにどうなんだということもあるので、私たちはやっぱり山を守るということに関して言えば、水資源を守るということについて言えば、積極果敢にそこに挑まないといかんというふうに思うので、部分的なところじゃなくて総体的なところのほうがいいんじゃないかという、表現上の問題だけだ。

徳重委員 それと、きのう小林の条例を小林はあの小さい町であれだけの条例をつくって、これ以上は水をくみ上げさせないぞというぐらいの厳しい規制をされているわけです、現実的に、県内でも。ということであれば、広い面積をどこを掘ってもいいというような形で水を掘り上げてもらおうと困るわけですね。条例ができていないところを買ってもらっては困るわけです。その辺も考えると、外国資本だけではないのかなと。水資源という前提から考えると

ですね。難しい問題だな。

岩下委員長 ほかに何かこれに関する御意見はございませんか。

蓬原委員 微妙なところですけども、例えば20年先、水不足になると言われている。地域によっては砂漠化であり人口急増があってどなたか学者がおっしゃいましたね、20年先はどうなんだと。そこを見込んだときに、日本の大事な水資源、言うならば中東のオイルみたいなものですよ。既に油より高いわけだけど、それを対外国、それも何でもありというきょうお話しも出たけれども、中国を意識した部分があるんですけども、そういうところに水源を押さえられたときに、では20年先の日本の世代が大事なところを押さえられたために、国土 生きる上で一番大事な水を押さえられることが果たして日本にとってどうなんだと。本当は、さっきも委員長の意見があったように、外国資本等による山林の売買に危機感があって出てきたので、ここは水資源という大きなくくりもあるけれども、外国資本による買収が将来的に禍根を残さなければいいがなと。それも視点の中に大きくあるので、そこはよく議論して、私は外さない方向に、ここを強調しておきたいなという気がするんです。

岩下委員長 皆さん御承知なんですけれども、調査項目の中で、まず、水資源の保全、2番目に外国資本等による水源（森林）売買の件、3番目に環境問題、4番目に水資源の保全の条例、この4項目を調査項目としてやっていきましょとまず掲げてスタートしたんですけども。

緒嶋委員 私は、ほかの県も条例をつくるというのは、やはり最終的には外国資本等の懸念があるから条例化したというのが多いと思う。本当は国がそういう法的な規制をやれば、もう

それはそれでいいんだけど、まだそこまでいていないから、自分たちの県を守るために、懸念を払拭するために、そういう条例をつくるわけです。我々が意見書として出すならば、一応意見書は国に対して出すわけだから、そうなれば外国資本等による懸念があるからというような意見書でないと、国内だけのことならそれは国内法でいいわけだから、意見書までする必要はない。あくまでもそういう懸念がある。日本国民としての立場でやはり懸念があるじゃないかと。国のほうがもっとこれは積極的に動かないかんわけです。我々も今後、動かないかんということで意見書を出すわけだから、外国資本等による 「等」というのは「など」ということだから、外国資本だけじゃないということだから、国内的なことも含めての意味も含んでおるといふうにとれば、この表題でいいんじゃないかと思う。

蓬原委員 もう1ついいですか。農地法があるじゃないですか。食糧難の時代をずっとやってきて、飢餓の歴史をたどってきた人類の歴史があるわけだけど、また戦争等々あって、だから食料は絶対守らなきゃいけないということから農地保全という発想があって、そこで法律の整備があって、そこにはこれまで株式会社の参入もできなかったし、いわゆる排他的な法律をつくってきているわけです。では、山については、この前ちょっと議論があるように、ある意味、野放しだった。誰でも買える状況だと。だから危ないということに皆、気づき始めているわけです。もしかすると、ここで言う法整備という言葉の中には、農地法のような、もうちょっとしっかり縛りをかけた法律の整備ということも含まれるかもしれないわけですね。それを考えると、将来を見込んだとき、外国資本、いろ

いろいろあるなと思っているので、私は、外してほしくない。

右松委員 同じ考えなんですけど、いろいろ勉強会の中で、日本だけが土地制度に関して、売買に関して、オールフリーということがはっきり言われました。諸外国と比べても、日本では制限なく売買ができるというのは、やはり一つの歯どめをかけていく、地方からも声を出していく必要があると思っています。ですから、あえてここは、これを入れていく必要があるのかなと感じています。

蓬原委員 もう1ついいですか。例えば、対中国、余り対中国ばかりは言えんけど、我々日本人は中国の土地を買えないですね。中国人は日本で買えるわけです。これはアンフェアですね、国際取引上。やっぱりそういうこともあるから、入れたほうがいいですね。

井上委員 日本だって、ほかの国のを買っているから、それはそうなんだけど、余り狭めずに、本当に確実な、国内のだけでもきちんとした法律をつくり上げるといことこのほうがあれで、外国資本がこうだからというよりか、国土を守るという点でいえば、こうするべきというもののほうが非常に強さがあるいいなと。外国はこうだからこうでというんじゃないで、日本の国として、自立的な独立国としてきちんとするべきという感覚ですね。私はそういう感覚いいんですよ、書いてもらって。

岩下委員長 地籍調査関係についてもいろいろ勉強させていただいて、それこそ、持ち主がわからないとか、不明とかという、右松委員のほうからもそういった指摘があって、第2の項目の中に地籍調査に対する財政措置を強化する、こういった提案も中に入っております。

井上委員 先ほど蓬原委員からも緒嶋委員か

らも出たように、やはり、うちが出す報告書との整合性、それをきちんとしないと、県外調査だとか、いろいろな意味で行ってみて、ではここだけの印象かということ、そうじゃないわけで、水資源という感覚的な言い方からすればですね。私も先ほどから何で言っているかということ、うちが出す委員会としての報告書との整合性が整ったほうがいいということなんです。その後に意見書を出すのに、こうかよみたいになるといけないのでという意味です。だから、今回、地籍のことについて言えば、なおさらそれは、本来どこもそこに余り予算をかけてきていないわけで、やっぱりその隘路みたいなものをどうかして突破していかない限りは、守るといったって現実的に守れないわけですよ、はっきり言って。誰のかわからない。今これをやり出したら大変なことになるだろうなというのは想定できるけれども、でもやっぱりこつこつとやっていかないと、本当に売買なんて把握できないような状態になっていくので、そこあたりもあるので、委員会の報告書をどうするのか、条例化の問題についてどう県に対して提起するのかという問題点のほうが、きょうはどっちかということそっちが出るのかなみたいな感覚だったものだから いいですよ。時間とらなくていいです。

緒嶋委員 本当は、地籍調査はこれだけで意見書にしている。そのほうがインパクトが強い。外国資本によるということじゃなくて、地籍調査の財政措置とか推進を図るといのは一本の意見書として出したほうが、外国資本等によるという中で地籍調査を入れるよりインパクトが強い。

井上委員 おっしゃるとおりです。

緒嶋委員 外国資本とも絡みがあるけれども、

本当にやろうと思えば、これだけ一本で意見書として出したほうがいいのかというふうに思うんです。

蓬原委員 ということは、報告書を一回見てもからこれを出さないかということですね。

井上委員 そのほうがいいのかと思います。

蓬原委員 報告書を読んでみないといかということじゃないかな。あらかじめ読んで、これと整合性があって、これを出そうということに、地籍調査が出てもおかしくないという話になるんじゃないですか、流れとしては。

右松委員 2番は、地籍調査に関してはもう少し強い文言で国に迫ったほうがいいのかと思います。例えば、国には、地籍調査のおくれが土地制度の根源的な問題として受けとめてもらわないといけないわけですから、2番はちょっとやわらかい表現なのかなという感じがします。もう少しここは文言を強めてもらうといいのかなと思います。

緒嶋委員 私は、これは別の意見書を出したほうがいいのかと思う。この中で強めても、表題が「外国資本等による」とあるから、地籍調査とストレートにはなかなか結びつきにくいわけでしょう。別に地籍調査を推進せよというような意見書を一本立ててつくったほうが県議会の意見としてはインパクトがある。これは悪くないとよ。ただ、重要性から言えばな。

井上委員 土地の所有を明確にするということがすごく大事で、だったら外国資本がひっかかってくるわけで、いろんなことがひっかかってくるわけだけど、これだけではちょっとうまくひっかからない。

緒嶋委員 報告書との絡みも出る。これはいいとよ。悪くはないとよ。

岩下委員長 2項目の場合、これはこれとし

てやって、また何かさらにやるとすれば地籍調査だけを出すと。

ほかに御意見は。

丸山委員 基本的にこれでいいんですが、ほかに抜けているというか、きのう小林に行かせてもらって感じたのが、小林でも実際、運用してみると、今まだ差しとめとか、そういうのをやったことがないし、何も言われていないからいいんだけど、多分、法的には物すごく弱いような気がする。本当に実行できるのかなというのがあるんです。国が出そうとしている地下水の利用の規制に関する法律とか、水循環基本法とか、関連二法をしっかりと進めてほしいということと言わないと、なかなか法整備が進まないものだから、先んじて市町村などが条例をつくっていると、その辺をやっぱり書いていただく。この「記」の中には関連二法というのを入れたほうがいいんじゃないかなと。というのが、そこがないと条例で縛ってもなかなか実質はうまくいかないのかなという気がするんです。その辺を余り厳しくすると今度は産業の発展のためにというのがあるかもしれませんが、これは長い目で見たときに水を守るんだと。地域を指定するというので、山の上のほうじゃなくて下のほうの水をくみ取ればいいよというふうに地域指定などできるようになっています。そういう法律をしっかりと早く定めてほしいというイメージを「記」の中には入れていただくと具体的に動くのかなと。

井上委員 私は、外国資本で何とかということだったら、もう「記」をつけずに、「確保を図ること」ぐらいのほうがまだいいと思うんです。逆に言ったら、本当に今回調査してわかったことの一つ一つを丁寧に掘り下げて、国内法上でもきちんと縛りをしないといかんものについて、

そっちでまたもう一つきちんとさせるだとか、そういうのが必要な気はします。ここはここでセンセーショナルな受けとめだったから、それはそれでいいとしてということです。やっぱりさっきから出ているように、国内的に私たちがやるべきこと、それから地方がやろうとしていることに対してどうやってバックアップできるようにしていくか、法から漏れないようにどうしていくかということのほうを強めたような

せっかくの委員会で 学び取ったことというのはそこなんじゃないのかなというふうに逆に思うんです。だから、学者が何と言おうと、心配ないですよと言われてみても、そんなことではないんだということを私たちが言えないと、こういうデータがあるから大したことないですわと言われてみても、私たちからは、こういう重みがありますということはきちんと委員会として言えないと、ちょっと漠とし過ぎていて、もったいないかなとも思いますけどね。

緒嶋委員 どこまでの報告書にするかというのは頭が痛いけど。

蓬原委員 そのうち空気の基本法をつくらないかん。空気中から酸素をとる人は、水素をとる人は、何馬力でどれだけの・・・どれだけとればいいのか。

井上委員 昔の漫画であったですよ。

蓬原委員 そんなものですね、水と考えてみれば。そこは確かに法律をちゃんとやっておかないと訴訟が出る関係もある。

井上委員 ほかの頑張っている自治体を応援できる力を持たないといかんような気がします。きょうの都城の水の問題も小さいことのようにあるけれども、やっぱりあそこから「隗より始めよ」で大事ですものね。

岩下委員長 今、御意見をいただいたんです

けれども、「外国資本等による森林（山林）」、これで一本出すと。後、さらに、地籍調査というのをそれ一本でも出すべきじゃないかという意見もあります。外国資本等による森林の売買に関することで出して、2番の地籍調査のほうをもう一本出したらという案でございますけれども、いかがでしょう。

緒嶋委員 それでいいと思います。

丸山委員 分けたほうがいい。

岩下委員長 では、1番と3番をして、2番はまた別にもう一本意見書として出すということでもよろしいでしょうか。

緒嶋委員 その前提として、報告書と意見書の整合性がとれるように考えながら、2月議会までちょっと期間があるから、その辺を調整しながらということ。

蓬原委員 それを踏まえてつくらないと、後で……。

岩下委員長 ぜひ、皆さんのお知恵をいただきますようお願いいたします。

井上委員 執行部に強く条例化を求めるようなものがきちんと出てこないと、私たちもそこがないと、今回の委員会は勉強になったねで終わりになるから、そこはだめなので、条例化をどう求めていくのかということですね。その整合性のところ。

岩下委員長 条例化ということに関しては、報告書の中でそのことを強く表現するような形というのでよろしいんでしょうか。でないと整合性がなくなってくると。整合性はなかなか難しいですね。

何かほかに御意見ございませんか。

では、もう一回繰り返しますが、一本のほうは、「外国資本等による森林（山林）」として表現をすると。2番を除いて大体この形で持って

いく。あと一本、地籍調査の対応についての意見書を出していくということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

岩下委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

函師副委員長 丸山委員が言われた、国が今、検討されている地下水関係 関連二法の早期策定並びに事前届け出制とか罰則規定なんかをさらに強化した内容での法整備を急げというような内容も、「記」の中に入れていくというような形。

丸山委員 入れてほしい。

函師副委員長 それは外国資本等による売買に関する意見書のほうに入ってくる内容ですね。

丸山委員 もちろんです。

緒嶋委員 水源涵養とか本文の中にあるから、それに絡めて。

岩下委員長 では、2番でうたうということではなくて、1番のこの中で関連二法……。

丸山委員 「記」の2番目ぐらいに、関連二法を早期整備することとか、そういうフレーズを入れていただければわかりやすい。

岩下委員長 2番のところですね。

丸山委員 外国資本等の中に日本人も入るんだよと。

井上委員 そこをもともと求めているんです。だから、そこが明確でないと、ぼわっとしたたらわからんものね。

岩下委員長 では、2のところに関連二法案をしっかりと整備させるようにという希望項目を、推進を図ることということでよろしいですか。

緒嶋委員 またそれは1月の委員会とかこの次の委員会で検討して、ここで完璧でなくても

いいが。

岩下委員長 ほかに何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

岩下委員長 ありがとうございます。この意見書につきましては、1月閉会中の委員会においてまた御審議をいただき、最終決定をいただきたいというふうに思います。そして、2月定例会に提出する形となります。これによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

岩下委員長 どうもありがとうございました。

最後になりますが、協議事項(2)のその他でございますが、委員の皆様から何かございませんか。

丸山委員 きのう、調査させてもらった日南市のほうの関係なんですけれども、県のほうでことし、各水系ごとの許可水利権と慣行水利権を全部調べているんです。今後の渇水対策のためにどれぐらいの水利権があるのかというのを把握……。

岩下委員長 「かんこう」というのは。

丸山委員 慣例で認めている水利権を慣行水利権と言うんです。あと、許可水利権 どれだけ水をとっていいですよという水利権の調査をことしやっているんです。それがどれくらい進んできているのか、また今後どのような方向で 慣行水利権じゃなくて許可水利権に移しなさいというようなことで国の指導もやっているものですから、結構、農政からすると嫌がるようなことも聞いているものですから、その進捗状況を聞きたいなと。といいますのは、先ほど言いましたように、渇水対策のためにやるんだということは、水の資源の確保なんです。そういうファクターがわからない状況で進んでいそうな気がするものですから、次の特別委員会

で時間があれば、そこを報告していただくとありがたいかなと。

井上委員 1月23日に。

緒嶋委員 これは河川課かな。

丸山委員 河川課です。

岩下委員長 この提案はいかがですか。

壱岐書記 前回御意見をいただいた分で一度執行部に投げておりますので、加える形にするかどうかをまた検討して整理したいと思います。

丸山委員 水利権の状況ということをしっかり把握したいなど。

井上委員 何で農政は嫌がるの。

丸山委員 許可水利権をとるために物すごくデータをそろえないといかんということがあるんです。

宮原委員 昔の資料を引っ張り出して、そこに現にあったというのがあれば生きるみたいな感じですか。昭和何年かで大きく変わったんです。

丸山委員 河川法が変わったときよりも前にとっていけば慣行水利権。

緒嶋委員 既得権みたいな……。10年とか20年で許可をとらないかんとかある。

函師副委員長 それを許可に切りかえなさいと。

丸山委員 というのを今、指導しているんです。

岩下委員長 できる範囲内でひとつお願いをしたいと思います。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

岩下委員長 ありがとうございます。

それでは、次回の委員会は閉会中の来年1月23日午前10時から予定しております。よろしく願いいたします。

以上で本日の委員会を閉会いたします。